避難農業者経営再開支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「原子力災害」という。)の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。(以下「原子力被災12市町村」という。))から避難を余儀なくされた農業者(以下「避難農業者」という。)の生活再建を図るため、避難農業者のうち、原子力被災12市町村外で農業経営を再開する者(以下「事業実施主体」という。)が行う取り組み等に要する経費及び原子力被災12市町村が行う避難農業者経営再開支援事業に要する経費について、予算の範囲内において避難農業者経営再開支援事業補助金を原子力被災12市町村に対し交付するものとし、その交付に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び交付額)

- 第2条 補助金は、事業実施主体及び原子力被災12市町村が別表に掲げる事業を行う場合 に、当該事業に要する経費について原子力被災12市町村に対して交付するものとする。
- 2 補助金の額は補助事業ごとに同表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。 なお、補助額は、千円未満の金額があるときは、これを切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、第1号様式によるものと し、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでないもの については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

- 第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表に掲げる変更とする。
- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施主体が規則第18条の規定を遵守するために必要な事項。
 - (2) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分(補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。
- 3 事業実施主体は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図るものとする。

(変更の承認申請)

第5条 原子力被災12市町村は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の 承認を受けようとする場合は、避難農業者経営再開支援事業変更(中止・廃止)承認申請書 (第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から 起算して10日を経過した日までとする。

(概算払)

- 第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。
- 2 原子力被災12市町村は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、 避難農業者経営再開支援事業補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければな らない。

(事業遂行状況報告)

第8条 規則第11条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、避難農業者経営再開支援事業実施状況報告書(第4号様式)を作成し、当該年度の1月20日までに提出するものとする。

ただし、当該年度の12月において避難農業者経営再開支援事業概算払請求書(第3号様式)の提出をもってこれを代えることができるものとする。

- 2 原子力被災12市町村は、当該事業が完了したときには、速やかに避難農業者経営再開支援事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事が第1項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると 認めるときは、原子力被災12市町村に対して当該補助金の遂行状況報告書を求めることが できる。

(実績報告)

- 第9条 規則第13条の規定による実績報告は、第1号様式により当該事業完了の日(事業の中止、又は廃止について知事の承認を受けた場合には、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日)のいずれか早い日までに行なわなければならない。
- 2 原子力被災12市町村は、前項の実績報告を行うにあたり当該補助金に係る仕入れに係る 消費税相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 原子力被災12市町村は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除額が確定した場合には、その金額(当初に減じ

た額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(第6号様式) により速 やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた原子力被災12市町村は、補助事業が完了した場合に は、速やかに避難農業者経営再開支援事業補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出し なければならない。

ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による(ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜産水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)による。)ものとする。(ただし、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。)

(会計帳簿の整備等)

- 第12条 補助金の交付を受けた原子力被災12市町村は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。
- 2 原子力被災12市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳(第8号様式)を前条に規定する期間について備えておかなければならない。

(間接補助金交付の際に原子力被災12市町村が付すべき条件)

第13条 原子力被災12市町村は、事業実施主体に補助金を交付する場合には、第5条から第1 2条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(権限の委任)

第14条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所轄する農林事務所の長に委任する。

附則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

〔別表〕

区分	補助対象	補助率	軽微な変更
避難農業者	1 経営再開資金	1/3以内	
経営再開支	事業実施主体	3/4以内(事業実施	次に挙げる1かつ2の変更で、補助金の増減
援事業	が原子力被災12	計画書の申請時に	を伴わないもの
	市町村外(県外を	おいて、事業実施	
	含む)において、	主体が原子力災害	1 補助目的、事業効率の関係の無い事業計
	農業経営を再開	対策特別措置法	画の細部の変更
	する取組等のた	(平成11年12月17	
	めに要する経費	日法律第156号)に	2 事業費の30%を超えない増減
		基づく帰還困難区	
		域等に指定された	
		区域の農地台帳に	
		登録されている、	
		又は住民票を有し	
		ており、かつ、将	
		来的に原子力被災	
		12市町村内で農	
		業経営を再開する	
		意思があることを	
		避難元市町村の長	
		が確認した場合)	
		ただし、補助対象	
		経費の限度額は10,	
		000千円とする。	
		なお、導入する果	
		樹の新植・改植の1	
		0aあたりの補助金	
		の上限額及び導入	
		する家畜の一頭あ	
		たり補助金の上限	
		額は、別に定める	
		ところによるもの	
		とする。	
	o		
	2市町村事務費	定額	
	事業実施主体		
	が1の経費に係		
	る事業の実施に		
	関し、事業実施		
	計画の確認及び		

	T		
事	業の推進等の		
	めに要する経		
費			

 番
 号

 年
 月

 日

福島県〇〇農林事務所長)

○○市町村長

避難農業者経営再開支援事業補助金交付申請書(実績報告書)

○○年度において、下記のとおり避難農業者経営再開支援事業を実施したい(実績報告の場合は「した」)ので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項(実績報告の場合は「第13条第1項」)の規定により補助金○○○○円を交付してくださるよう申請します(実績報告の場合は「その実績を報告します。」)。

記

- 1 事業の目的(又は成果)
- 2 事業の内容(又は実績) 別に定める様式による。
- 3 経費の配分と負担区分

	総事業費	補助事業に		負担区分		備考
区 分		要する経費	県補助金	市町村費	その他	
		(又は補助				
		事業に要し				
		た)経費				
	円	円	円	円	円	
計						

4 事業の着手及び完了(予定)年月日 年 月 日~ 年 月 日

5 収支予算 (精算)

(1) 収入の部

	本年度予算額	前年度予算額	比 較	増 減	摘要
区 分	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	
	円	円	円	円	
m -					

(2) 支出の部

	本年度予算額	前年度予算額	比 較	増 減	摘 要
区 分	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	
	PI	円	PI	PI	
] †					

6 添付書類

- 1 交付申請書にあっては実施設計書(ただし、実施設計書を事業実施計画書に添付している場合は省略できる。)
- 2 実績報告書にあっては出来高設計書(ただし、最終変更設計書(変更がない場合は当初実施設計書)と一致する場合は、一致することが証明できる書面をもって替えることが出来る。)
- 3 その他必要な書類
- 7 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

注 軽微な変更があった場合においては、交付決定がなされた計画を容易に比較できるよう二 段書きとし、変更前を上段()書きとすること。

福 島 県 知 事 (福島県〇〇農林事務所長)

○○市町村長

避難農業者経営再開支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書 下記により、〇〇年度避難農業者経営再開支援事業の事業計画を変更(中止・廃止)したい ので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により承認してくださるよう 申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更(中止・廃止)の内容

(以下、第1号様式に準じて作成すること。)

注 変更計画の内容は、補助金の交付決定がなされた計画(収支予算書を含む)と容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段()書きとすること。

福 島 県 知 事 (福島県〇〇農林事務所長)

○○市町村長

避難農業者経営再開支援事業補助金概算払請求書

○○年○月○○日付け福島県指令第○○号で交付決定のあった避難農家経営再開支援事業補助金について、下記により金○○○○円を概算払により交付してくださるよう請求します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 完了予定年月日
- 3 請求額等

年 月 日 現在

						1. 20134
交 付 決	定額	既 受	領 額	今 回	請求額	残 額
事業費	県補助金	金 額	出来高	金 額	出来高	
円	円	円	%	円	%	円
	事業費		事業費 県補助金 金 額	事業費 県補助金 金 額 出来高	事業費 県補助金 金額 出来高 金額	事業費 県補助金 金額 出来高 金額 出来高

福 島 県 知 事 (福島県〇〇農林事務所長)

○○市町村長

避難農業者経営再開支援事業実施状況報告書

○○年度避難農業者経営再開支援事業の遂行状況について、避難農業者経営再開支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定年月日及び番号
- 2 事業遂行状況

(年12月31日現在)

総事業費	出来高事業費	進捗率	残事業費	完 了 予定年月日	備考
				了是千万百	
円	円	%	円		
		·			

注 この実施状況報告書の提出後に、総事業費等の変更が予定されている場合は、変更の内容 を備考欄に記入の上、提出すること。

福 島 県 知 事 (福島県○○農林事務所長)

○○市町村長

避難農業者経営再開支援事業完了報告書

このことについて、下記のとおり完了しましたので、避難農業者経営再開支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により報告します。

記

					HO.
事	業 実	施 :	主体	名	
交鱼	付 決	定金	年月	日	年 月 日福島県指令 第 号
交	付	決	定	額	円
着	手	年	月	日	年 月 日
完	了	年	月	日	年 月 日

 番
 号

 年
 月

 日

福 島 県 知 事 (福島県〇〇農林事務所長)

○○市町村長

○○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

○○年○○月○○日付け福島県指令第○○号により交付決定通知があった避難農業者経営 再開支援事業補助金について避難農業者経営再開支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規 定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 福島県補助金等の交付等に関する規則第14条に基づく確定額

(年 月 日付け第 号による額の確定通知額)

 金
 円

 2
 補助金の確定時における消費税仕入控除税額
 金
 円

 3
 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額
 金
 円

 4
 県補助金返還額(3-2)
 金
 円

- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 - ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等があるもの)
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表」の写し
 - ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含める場合は、その内訳を確認できる 資料も併せて提出すること)
 - ・交付事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規程 する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況 を記載

- (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期 も記載すること。
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載 [
- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 - ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高が確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税 確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項の規程する特定収入の割合を確認できる資料

福 島 県 知 事 (福島県〇〇農林事務所長)

○○市町村長

避難農業者経営再開支援事業補助金交付請求書

○○年○○月○○日付け福島県指令第○○号で交付決定のあった避難農業者経営再開支援事業補助金について、下記により金○○円を交付してくださるよう請求します。

記

	口口
事業費	円
交付決定額(A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額(C)	田
残額 (A-B-C)	円

第8号様式

財 産 理台 帳

市町村(事業実施主体名)

地区名	地区事	事業 業	実施年度 内	令和 容	工	度 事業期	名	経	費の) 配	分		処分	計限	期間	処分0)状況	·
区 分	事業実施主体	は施設	施設箇 所又は 設置場 所	事業量	着手年月日	竣工年月日	総事業 費(A+B+ C+D+E)	県 費 (A)		担 区 公庫資 金 (C)	近代化 資金 (D)	その他 (E)	耐年	用処数限日	艮年月	承認年月日	処分の 内容	摘 要
							円	円	円	円	円	円						

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この書式によりがたい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる